

## 地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金や地方消費者行政推進交付金等の措置によって一定の前進が図られてきた。一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源の確保や人員（行政職員・消費生活相談員）措置、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題が残されている。

こうした中、平成30年度予算に向けて、地方から国に対して60億円を超える地方消費者行政推進交付金の予算要求がなされたが、24億円が認められるにとどまり、地方公共団体の要請に対し、国が全く応えられていない結果となっている。国による交付金措置が後退することにより、消費生活相談体制が維持できなくなるなど、地方消費者行政も後退していく懸念がある。

消費者庁には地方支分部局がないことも相まって、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政が進まないことも懸念される。

よって、国においては、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置をはじめ、以下のことについて対応されるよう要望する。

### 記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を、具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をP I O - N E Tへ登録することや、悪質業者に対する行政処分を行うことが、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行、情報提供などを通じて

国の消費者行政につながっているという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6 月 26 日

敦 賀 市 議 会